

2022年5月27日

「性暴力のない社会」をめざす会

強制性交等致傷罪に問われた男性の無罪判決（富山地裁、裁判員裁判）に抗議します

2022年5月13日、富山地裁の裁判員裁判で性犯罪として初めて無罪判決が出されました。被告人は、事件当時大学生だった現在25歳の男性で、2020年11月に富山市内のホテルで知人女性（当時25歳）と無理やり性交してけがを負わせたとして、強制性交等致傷罪に問われていました。

検察側の懲役7年の求刑に対し、富山地裁の細野高広裁判長は、「大声で助けを求めなかった」「逃げたりできたのにそうしなかった」ことから、「同意がなかったとは言えない」として無罪としました。また、「女性の証言は不自然な点や記憶があいまいな部分が複数認められるなど信用できるとは言えず、被害事実を認定することに合理的な疑いが残る」としました。

しかし近年、暴行により性交された被害者は、驚きと恐怖と混乱で身体が固まってしまい、大声をあげたり逃げたりといった形で抵抗することはきわめて難しい状況（freeze）にあることが広く認識されるようになりました。また性被害の重要な部分を思い出せなかったり、感情が麻痺したりすることは通常おこりうることも知られています。そして被害者は事件後も「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」に長く苦しむこととなります。今回の無罪判決は、性犯罪に直面した被害者のこれらの心理と言動の知見を無視した判決であると考えます。

2019年3月は性犯罪の無罪判決が4件続きました。この不当な判決に対し、同年4月には東京と大阪でフラワーデモ（花を手に性暴力根絶を訴えるデモ）が開催され、2020年3月には全国に広がりました。このような運動の高まりの中、先の無罪判決4件のうち3件が控訴審で有罪となり、司法の場でも変化がみられる中で今回の判決は、性暴力に対する誤った理解に基づいた残念なものです。

相手とどのような関係や状況でも性的行為の強要は決して許されないこと、責任は加害者にあるという理解が広がり、「性的同意」が常識となる社会が裁判においても実現するよう求めます。

上記、抗議文に賛同します。

- ・ご住所は県からお書きください。同じ住所でも「同上」や「〃」などで省略しないでください。
- ・自署ができない方は代筆でもかまいません。その場合は押印をお願いします。

	氏名	住所	サイン 押印
1			
2			
3			
4			
5			

※署名は目的以外には使用しません。

【署名送付先】 〒930-0805 富山市湊入船町6-7

特定非営利活動法人ハッピーウーマンプロジェクト 気付 「性暴力のない社会」をめざす会

電話：090-2838-1341